

標準準拠システムへの移行時期の変更について

このことについて、本市では、住民基本台帳、戸籍、市税、介護保険等の自治体の基幹20業務のシステムについて、令和7年度を目途に、国が提供するガバメントクラウドを活用した標準準拠システムに移行し、運用を開始する予定としておりました。

このたび、保健福祉総合システムの提供事業者から、下記のとおり標準準拠システムへの移行時期が2年遅れるとの報告がありましたので、お知らせいたします。

なお、移行時期の変更に伴い、現行システムを継続いたしますが、当該システム利用による各種福祉関係サービスの提供や他システムとの連携には影響ないことを確認しております。

記

- 1 システム名
保健福祉総合システム
- 2 利用事務
障害者福祉、児童手当、児童扶養手当、子ども子育て支援
- 3 提供事業者
株式会社アイネス
- 4 変更後の移行時期
令和9年9月（変更前 令和7年9月）
- 5 遅延理由
当初の想定以上に業務が複雑化し、業務量の増加に対応する人員の確保ができなかったため。